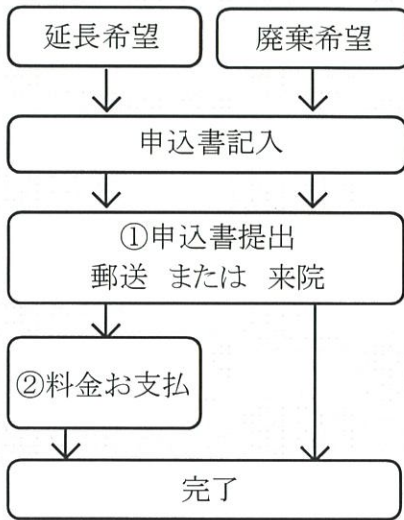


凍結保存物（受精卵・精子・卵子）の更新手続き方法

凍結受精卵・精子・卵子の更新手続きは、**1年毎、患者様ご自身で行っていただきます**

◆ 手続きの流れ ◆



「延長希望」「廃棄希望」いずれの場合も、お手続きが必要です
手続き期間：保存期限の2ヶ月前から期限当日まで

【凍結延長料金】

1年間の凍結延長料： **44,000 円（税込み）**

【ご郵送での手続き】

① 当院までご送付ください。

〒983-0864 仙台市宮城野区名掛丁206-13 仙台ARTクリニック 医療技術部 宛

② 凍結延長申込書提出後、1週間以内にお振込ください。

〈振込先〉七十七銀行 仙台東口支店

〈普通預金〉

〈口座番号〉5654793

リョウホウシンショウシンカイ リンチャウ ヨシダヒロアキ

〈名義〉医療法人翔仁会 理事長 吉田仁秋

※振込人名へ診察券番号をご入力ください

・受精卵の場合…奥様診察券番号 奥様氏名

・卵子または精子の場合

…ご本人様診察券番号 ご本人様氏名

※別途振込手数料がかかります。

③ 領収書・お控えを郵送いたします。

【ご来院での手続き】

① 予約システムにて、下記項目にてご予約の上ご来院ください。（月火木金14:30～16:30、土14:30～16:00）

診療科：「相談・セミナー」 来院目的：「延長更新手続き」

4F受付機でチェックイン後、お声がけしますので4F待合フロアでお待ちください。

※お子様連れでのご来院はご遠慮いただいております。

② 書類受理後、当日料金お支払となります。

③ お会計後、領収書・お控えをお渡しいたします。

※ 廃棄希望の場合はご予約不要です。直接4F受付へお越しください。

◆ 当院予約システムへメールアドレス登録・変更はお済みですか ◆

更新手続きなど、当院からの患者様へのご連絡をメールにてお送りしています。

当院の予約システムにメールアドレスをご登録の上、受信できる状態に設定して頂きますようお願いいたします。